

公 告

令和8年度枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設余剰電力売電契約
について、条件付き一般競争入札を行うので公告する。

令和8年3月25日

枚方京田辺環境施設組合管理者 上 村 崇

1 件 名	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設余剰電力売電（単価契約）
2 契約内容	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設で発電した余剰電力の買取り（詳細は「令和7年度、令和8年度枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設余剰電力売電契約仕様書（以下「仕様書」という。）を参照
3 契約期間	<p>(1) 契約期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで</p> <p>(2) 電力供給期間 契約締結日（託送供給契約日）のいずれか遅い方の日から令和9年3月31日24時まで</p>
4 支払条件	毎月、売却単価区分毎に電力量に契約単価を乗じた額の合計に消費税等を加算し、本組合が交付する納付書により発注者に納付すること。
5 入札日	<p>日時：令和8年4月15日(水)午前10時</p> <p>場所：枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設小会議室 (京都府京田辺市田辺ボケ谷18番地2)</p>
6 入札方法	<p>(1) 入札は、出席者（1社につき1名）のみによって行う。</p> <p>(2) 入札は、別紙様式2「入札書」、様式2-2「単価内訳書」を使用し、これらを封筒等に入れ封緘すること。（中身が容易に見えないようにすること）</p> <p>(3) 入札金額については、様式2-2「単価内訳書」の項目毎に予定数量（a）に希望契約単価（b）を乗じた金額（予定金額）を記入し、その合計を様式2「入札書」に記入すること。</p> <p>(4) 入札金額は千円止めとする。（その表示は、「×××，000円」となる。）</p> <p>(5) 単価内訳書の内容に誤りがある場合、及び入札書の入札金額と単価内訳書の合計金額が一致しない場合は無効とする。</p>

7 落札の決定	<p>(1) 落札の決定は、様式 2「入札書」に記載された合計金額により判断することとし、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2) 最高入札価格が同額であるときは、その入札者によって抽選を行い、落札者を決定する。</p> <p>(3) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行い、落札者を決定する。</p> <p>(4) 再度入札の結果、落札者がいないときは入札を中止し、後日、組合において適当な方法で落札者を決定する。この場合、異議の申立は一切受け付けない。</p>
8 入札の中止	<p>入札参加者が1名の場合であっても入札は行う。（再度入札についても同じ）</p>
9 無効及び失格	<p>次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者※</p> <p>(2) 指定の日時までに入札書を提出しない者</p> <p>(3) 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者</p> <p>(4) 入札に関し連合等の不正行為をした者</p> <p>(5) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者</p> <p>(6) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者</p> <p>(7) 再度入札において、前回の入札のうちの最高の入札金額以下の価格で入札した者</p> <p>(8) その他、入札条件に違反する等入札を妨害した者</p>
10 代理入札	<p>代理人により入札をしようとするときは、入札執行前に様式 3「委任状」を提出すること。</p>
11 契約書	<p>契約書は、枚方京田辺環境施設組合のものを用いる。 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して組合の休日を除いた5日以内に、契約を締結しなければならない。</p>

11 入札保証金	入札者が入札を予定する価格の100分の3以上の額。但し、枚方京田辺環境施設組合契約規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合契約規則第13号）第11条各号に該当する場合は、全額を免除する。
12 違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

入札参加資格・要件

本件は、条件付き一般競争入札により執行します。

応札される場合は、本書、仕様書を熟覧し、下記の「入札参加資格等・要件」及び「追加要件」を充足していることを確認のうえ、次のアからオに掲げる書類（以下「入札参加資格申請書等」という。）を提出し、入札参加資格について組合の審査を受けるものとします。なお、資格審査基準日は公告日とします。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式1-2）

ウ 見積等に係る費用負担に関する同意書（様式1-3）

エ 電気売買に係る供給約款等

オ 登記簿謄本の写し

※ オについては、令和7年4月1日以降に枚方市又は京田辺市物品・役務等競争入札参加資格者名簿に登載されている事項に異動がある場合に提出してください。

※ 令和8年2月25日公告「令和7年度・令和8年度枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設余剰電力売電（単価契約）」について、様式1「条件付一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書」をご提出され、審査の結果、申込みを受理された方については、改めてご提出いただく必要はありません。

<申請書の交付>

交付期間：この公告の日から令和8年4月8日まで

交付方法：枚方京田辺環境施設組合ホームページからダウンロードすること。

<入札参加資格申請書等の提出方法>

提出先：〒573-0112

大阪府枚方市大字尊延寺2949番地（枚方市東部清掃工場内）

枚方京田辺環境施設組合事務局

電話：072-896-1570

FAX：072-896-1571

メール：jimukyoku@hirakata-kyotanabe.jp

提出期間：この公告の日から令和8年4月8日まで（土曜日、日曜日、休日を除く）の9時から正午及び13時から17時。（23日は正午まで）

提出方法：持参又は郵送若しくは電子メール（郵送の場合は提出期間の最終日17時必着）

<入札参加申込の受理>

資格審査の結果、入札参加申込書を受理したときは、書面により通知します。

入札会には、組合が通知した「条件付一般競争入札資格審査申込書兼入札参加申込書受理通知」を持参してしてください。

<入札参加申込の否認>

資格審査の結果、入札参加申込書を受理しないときは、その理由を付し、書面により通知します。この場合、提出された入札参加資格申請書等の返却は致しません。

資格審査の結果、入札参加申込書を受理された者が、入札日までに入札参加資格を欠くに至った場合は、その理由を付し、書面により（入札日までにいとまがない場合は電子メールにより）通知します。この場合、提出された入札参加資格申請書等の返却は致しません。

<入札参加申込の取下げ>

入札日までに入札参加資格を欠くに至った場合、自己都合により入札参加申込を取り下げる場合は、取り下げ書を提出してください。（様式任意）

<受理された入札参加申込の有効期限>

入札参加申込書を受理した旨を通知した日から令和8年5月31日まで

<入札参加資格・要件>

次のいずれにも該当する者であること。（いずれかに該当しない場合にされた入札は、失格となる。）

- （1） 枚方市又は京田辺市物品・役務等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。なお、枚方市及び京田辺市双方の当該入札参加資格者名簿に登録されている者である場合において、異なる受任先（支店、支社、営業所等）

を設けて登録されている場合であっても、本入札に参加できるのは、いずれか一の受任先（受任者）とする。

- (2) 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士が同一の入札に参加していないこと。（子会社等と親会社等の関係にある場合はもとより、親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合等）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項、第2項に規定する者でないこと。
- (4) 枚方京田辺環境施設組合契約規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合契約規則第13号）第5条の規定に該当する者でないこと。
- (5) 本入札に参加する指名を受けた日から入札執行までの期間において、「枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱」（平成25年枚方市要綱第40号）又は「京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要綱」（平成17年京田辺市告示第46号）による競争入札参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者でないこと。

<追加要件>

- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、経済産業大臣から小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 仕様書の内容を熟覧のうえ、内容を十分に理解したうえで、入札に参加し、落札後は、正確に業務を履行できる者であること。

<注意事項>

- ・ 入札関連の様式（word形式）については、組合事務局あてに電子メールでご請求ください。【あて先：jimukyoku@hirakata-kyotanabe.jp】
- ・ 本件に関する質問は、別紙「質問書」をもって行うこと。

ア 提出期限 令和8年4月10日 17時必着

イ 提出方法 電子メール又はFAXとする。

※電子メールによる場合は、Word、Excel、PDF等による類似様式可

ウ 回答方法 令和8年4月13日 17時以降、電子メール又はFAXにて
入札者全員に回答する。

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設
余剰電力売電契約仕様書

1. 概要

- (1) 適用範囲 本仕様書は、「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設余剰電力売電契約」（以下本契約という）について適用する。
- (2) 供給場所 〒610-0331 京都府京田辺市田辺ボケ谷 18 番地 2
- (3) 電気方式 三相三線式、受電電圧 22kV、周波数 60Hz
- (4) 業種 一般廃棄物処理業
- (5) 発電設備 蒸気タービン発電設備
発電機：ブラシレス式三相交流同期発電機
発電電圧：6.6kV
- (6) 設備概要
- | | |
|----------|---------------------------|
| ア 施設 | 可燃ごみ広域処理施設 |
| イ 焼却炉形式 | 全連続式焼却炉（ストーカ式） |
| ウ 焼却能力 | 168t／日（1 炉） |
| エ ボイラー形式 | 水管式ボイラー（自然循環式） |
| オ 発電設備 | 抽気復水型タービン（最大発電出力：4,870kW） |

2. 売却仕様

- (1) 予定売電電力量 21,438,576 kWh／年（予定）

【表 1】令和 7 年度、8 年度 月別売電電力量計画

予定最大送電電力 4,560kW

※運転計画の変更、発電設備の運転状態、所内負荷の変動や故障、送配電会社からの要請等により変動する可能性があるが、予定売却電力量に拘束されるものではなく、何ら義務を負うものではない。

【表 1】令和 7 年度、8 年度 月別売電電力量計画

年	月	発電量 (kWh)
令和 8 年	3 月	83,568
	4 月	2,226,240
	5 月	2,275,152
	6 月	2,148,480
	7 月	0
	8 月	2,370,384
	9 月	554,064
	10 月	2,285,568
	11 月	2,226,240
	12 月	2,324,256
令和 9 年	1 月	2,354,016
	2 月	0
	3 月	2,590,608
合計		21,438,576

- (2) 契約方法 単価契約
- (3) 供給期間 契約締結日（託送供給契約日） から 令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 売却単価区分は次表のとおりする。

区分	時間帯区分
重負荷時間帯	毎年7月1日～9月末迄の10時～17時までの時間帯 ※日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）を除く。 ※上記の時間帯以外については、昼間・夜間時間帯のとおりとする。
昼間時間帯	毎日8時～22時迄の時間帯（日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、1月2・3日、4月30日、5月1・2日、12月30・31日）及び重負荷時間帯を除いた時間帯。
夜間時間帯	毎日22時～翌8時迄の時間帯（重負荷時間帯と昼間時間帯を除いた時間帯）。 ※（日曜・祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、1月2・3日、4月30日、5月1・2日、12月30・31日）は全日「夜間時間」とします。

ア 平日（7月1日から9月30日以外）

0時	8時	22時
夜間時間帯	昼間時間帯	夜間時間帯

イ 平日（7月1日から9月30日に限る）

0時	8時	10時	17時	22時
夜間時間帯	昼間時間帯	重負荷時間帯	昼間時間帯	夜間時間帯

ウ 日曜・休日

0時	8時	22時
夜間時間帯		

3. 発電設備の区分等 当該設備は、一般廃棄物の焼却による廃熱を利用した汽力発電を行っているものであり、複合ごみ発電（スーパーごみ発電）等は、導入していない。

また、令和8年1月23日に経済産業大臣から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ法」という。）に基づく「再生可能エネルギー発電設備」であることの認定を受けている。

(1) 設備の区分

バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

(2) 設備 ID RC32906526

4. 運転計画 当該設備は毎年定期補修工事を行っており、詳細については次の期間及び条件にて設備を運転している。

(1) 作業期間

令和8年7/1～8/2、令和8年9/8～9/30、令和9年2/1～2/28の期間は工事を実施し、発電機を停止する。

※上記の作業期間はあくまで予定であり、作業の進捗等により変更する場合があります。

5. 計量

(1) 計量は一般送配電事業者の取引用電力量計を介して行うものとする。

(2) 2の(4)表に定める「重負荷」、「昼間」、「夜間」の各時間帯に区分して計量すること。

(3) 計量期間は毎月1日0時から当該月末24時までとする。

6. 託送供給契約

売電電力の供給のため別途一般送配電事業者との託送供給契約が必要な場合は、受注者の責任と負担により一般送配電事業者と適切な内容で託送供給契約を遅滞無く締結するものとする。

7. 料金

- (1) 入札時の単位料金は燃料調整及び電気事業者による再エネ法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (2) 電力量料金 電力料金は2の(4)表に基づく各時間帯の電力量にそれぞれ次の料金単価を乗じたものとする。

(0.01円単位で設定する1kWh当たりの単価)

各時間帯	1キロワット時につき
重負荷時間帯	円/kWh
昼間時間帯	円/kWh
夜間時間帯	円/kWh

- (3) 7の(2)により算定された料金に消費税相当額を課した金額の単位は1円単位とし、その端数は切り捨てるものとする。

9. 請求

- (1) 毎月の売電電力量の算定・確定後に請求を行う。
- (2) 支払いについては本組合が発行する納付書にて行い、記載している納付期限までに納付すること。

11. その他

- (1) 一般送配電事業者とのインバランスの調整、手続及び清算を行うこと。また、その費用は契約単価に含まれるものとし、本組合は別途インバランスに係る清算は実施しない。
- (2) 系列連携受電サービス（発電側課金）による一般送配電事業者への支払いについては、発注者が支払うものとし、原則、電力量料金と相殺するものとする。
- (3) 非化石価値は電力買取事業者に帰属されるものとする。
- (4) FIP制度によるプレミアムは本組合に帰属されるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに準ずるものとし、発注者と受注者の双方の協議により定めるものとする。

売買契約書

件名 枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設余剰電力売電（単価契約）

履行場所 枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設
（京都府京田辺市田辺ボケ谷18番地2）

期間 自 契約締結日（託送供給契約日）
至 令和9年3月31日24時

契約金額 重負荷時間帯 金 円/kWh
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
昼間時間帯 金 円/kWh
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
夜間時間帯 金 円/kWh
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
料金区分は、別添「令和7年度、令和8年度枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ
広域処理施設余剰電力売買契約仕様書」第2項第4号の例による。

契約保証金 免除

上記の件名について、発注者と受注者は、以下の条項により契約を締結する。
本契約の証として本書を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 京都府京田辺市田辺ボケ谷18番地2

枚方京田辺環境施設組合
管理者 上村 崇

受注者 住 所

商号又は名称

代表者の氏名

(総則)

- 第1条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に基づき、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(余剰電力の供給)

- 第2条 頭書に定める供給期間中に枚方京田辺可燃ごみ広域処理施設の発電設備に発電余剰電力（以下「余剰電力」という。）がある場合について、発注者は、余剰電力を全量売却し、受注者は余剰電力を全量買い取るものとする。
- 2 仕様書第2項第1号に記載された予定売電電力量は、発注者が受注者に対して売り払う余剰電力の量を保証するものではなく、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は機器の故障等によって変動しても、発注者は何らの責任を負わない。また、受注者は予定売電電力量と比べて増減がある場合であっても、余剰電力の全量を発注者から買い取ることとする。

(受給地点・電気方式等)

- 第3条 前条に定める余剰電力の供給地点、電気方式及び設備IDは、仕様書第3項第2号のとおりとする。

(電力売却上の協力)

- 第4条 発注者及び受注者は、この契約に係る電力の売却を円滑に行うため、電圧、周波数

及び力率を正常に保つ等、相互に協力するものとする。

- 2 発注者は、受注者の要求に基づき、施設運転計画を受注者に提供するものとする。
- 3 発注者は、余剰電力供給計画とかけ離れる事態が生じた場合又はそのおそれがある場合（以下「供給計画変更の場合」という。）は、受注者に対し、速やかに通知するものとする。但し、夜間・休日等、発注者の勤務時間外については、この限りでない。

（余剰電力売却の中止又は制限）

第5条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の供給中止又は制限できるものとする。

- (1) 一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検その他補修等により、発注者が余剰電力を供給できない場合
- (2) 発注者の施設の事故又は運営上の都合による場合
- (3) その他保安上の必要がある場合

- 2 受注者は、一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検その他補修等により余剰電力を受電できない場合において、余剰電力の受電を中止又は制限できるものとする。

（計量及び検針）

第6条 計量は、第3条に定める供給地点において、一般送配電事業者の取引用電力量計を介して行うものとする。なお、一般送配電事業者との発電量調整供給契約を遵守するために必要な計量器又は通信装置及び附属設備（以下「通信装置等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の負担で設置する。

- 2 一般送配電事業者の取引用電力量計とは別に、受注者が独自に計量装置、通信装置等を設置する場合は、取付場所等についての協議を発注者と受注者で事前に行い、発注者の承諾の下、受注者の負担と責任でこれを行う。

- 3 前項で定めた通信設備等が不要となった場合は、受注者の負担で撤去する。

- 4 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の余剰電力量について、その都度、発注者と受注者で協議して決定するものとする。

- 5 同条第1項の取引用電力量計の検針は、毎月末日24時に受注者が行うものとし、発注者及び受注者は、検針に基づき算定された余剰電力の量を互いに確認するものとする。

- 6 前項の検針にあたり、受注者は仕様書5項第2号に定める時間帯ごとに算定された余剰電力の量及び区分算定前の電力量の当該月分の30分値を発注者に提出するものとする。

- 7 受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針を求めることができるものとし、

発注者は必要と認める場合は、これに応じるものとする。

(料金の算定及びその支払)

第7条 受注者が発注者に支払う毎月の電気料金は、区分ごとに算定された余剰電力量に契約単価を乗じて得た額（円単位未満切捨て）とする。。

2 受注者は、前項により算定した当該月分の電気料金の計算書（時間帯の区分ごとに内訳を記載したもの）と、30分ごとの余剰電力量を記載した明細書を翌月15日（ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに発注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項により提出された通知に基づき、当該月分の電気料金を、翌月に受注者に請求し、受注者は翌々月15日まで（ただし、その日が金融機関の休業日の場合は翌営業日、以下、「所定の期日」という。）に支払うものとする。

4 前項の支払いが所定の期日までに行われない場合の延滞金は、毎月の電気料金につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た金額（円位未満切捨て）とし、受注者から発注者に支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 受注者は、頭書の契約保証金を、この契約締結と同時に発注者に納入するものとする。ただし、枚方京田辺環境施設組合契約規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第13号）第42条第1項各号の規定により、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には利子を付さない。

3 発注者は、供給期間終了後、受注者の請求に基づき速やかに契約保証金を返金しなければならない。

4 発注者は、この契約に基づき受注者から取得することができる違約金その他の金銭がある場合は、契約保証金からこれを控除することができる。

(発注者の契約解除権)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が、天災その他不可抗力の原因によらないで、期限内に履行しない、又は履行の見込みがないと発注者が認めたとき。

- (2) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (3) 契約履行の着手を遅延したとき。
- (4) 受注者が電気事業法に基づく小売電気事業者としての登録を取り消されたとき。
- (5) その他この契約等に基づく取引又はこれらに関する受注者に係る適用法令の規定に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めないとき。

(受注者の契約解除権)

第10条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により、余剰電力を受電することができないときは、この契約の解除を申し出ることができる。

- 2 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

(解除の効果)

第11条 受注者は、この契約が解除された場合において、既に受電した余剰電力について第 条の規定に準ずる請求が発注者からあったときは、受注者は支払わなければならない。

(契約の変更)

第12条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要になったときは、発注者と受注者で協議のうえ、変更することができる。

(談合に係る解除)

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第6 3条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体

(以下「受注者等」という。) に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（暴力団排除に係る解除）

第14条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員その他支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者。個人にあってはその者又は支配人その他支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等

直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、あるいは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入等の契約に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者がこの契約の履行に当たり、第三者と契約を締結する際、第1号から第5号のいずれかに該当するものをその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(違約金)

第15条 受注者は、前2条の規定により契約を解除されたときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による支払金額の10分の1に相当する額を、発注者に違約金として直ちに支払わなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第16条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 受注者がこの契約の履行に際し、発注者又は第三者に対し損害を生じせしめたとき。

(2) 第14条の定めによりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(秘密を守る義務)

第18条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項及びこの契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間終了後及びこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法

律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りではない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約条項又はこの契約条項に定めていない事項について疑義があるときは、法令（枚方京田辺環境施設組合の例規を含む。）、受注者の約款及び一般送配電事業者の託送供給約款等に定めるところによるほか、発注者と受注者で協議のうえ、解決を図るものとする。